

直近改正日 29.6.27

役員及び評議員の報酬  
並びに費用弁償に関する規程

社会福祉法人千葉寺福祉会

# 法人役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

## (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人千葉寺福祉会(以下「この法人」という)の定款第8条及び第12条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償(以下「報酬等」という)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。  
常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。  
報酬とは明確に区分されるものとする。

## (報酬の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 非常勤役員が理事会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。  
なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第5条の報酬はこれを支払わないものとする。
- 3 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

## (報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間300万円以内とする。

- 2 この法人の全監事の報酬総額は、年間10万円以内とする。
- 3 この法人の常勤理事の報酬月額は、「常勤理事俸給表」に定めるとおりとする。  
ただし、「常勤理事俸給表」については平成29年4月1日現在常勤理事が存在しないことから作成せず、常勤理事の存在が明確になった時点で、評議員会の承認を得て決めるものとする。
- 4 非常勤理事に対する報酬は、「(役員の勤務報酬等)第5条」に定める額とする。
- 5 各々の監事の報酬は、「(監事の報酬等)第6条」に定める額とする。
- 6 個々の評議員の報酬は、別表1に定める額とする。

(役員の勤務報酬等)

第5条 非常勤理事が理事会以外の日において、法人及び施設の運営及び管理のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 2 本部職員の身分を兼務する常勤の役員の報酬は、別表4により支給する。

(監事の報酬等)

第6条 監事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。

なお、理事会に出席し、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬はこれを支払わないものとする。

- 2 監事が理事会(出席)以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会い及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(費用弁償)

第7条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあつた日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は通勤費支給基準に準ずる。

(出張旅費)

第8条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費を支給することができる。

- 2 旅費は実費を支給する。  
3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。  
4 旅費は実状を考慮し、増額することができる。  
5 旅費等は原則として事前に概算額を支払い、出張終了後清算する。

(適用除外)

第9条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない

(報酬等の支給日)

第10条 常勤役員の報酬等(旅費を除く。)は、毎月25日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、翌営業日に支払うものとする。

- 2 非常勤役員及び評議員の報酬等及び常勤役員の旅費は、必要な都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第11条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第12条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補足)

第14条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則 この規程は平成29年6月27日から施行する。

(施行期日)

1. この規程は、平成24年3月26日より施行し、平成24年4月1日適用する。
2. この規程は平成26年4月1日より変更し実施する。
3. この規程は平成27年4月1日より変更し実施する。
4. この規程は平成27年6月16日より変更し実施する。
5. この規程は平成27年10月6日より変更し実施する。
6. この規程は平成28年5月26日より変更し実施する。
7. この規程は平成29年6月27日より変更し実施する。

別表 1

名 称	報 酬
理事会・評議員会出席報酬等	5, 000円

別表 2

業務の内容、交通費の実費等を勘案してその都度理事長が定めるが、終日に及ぶと思われるものは原則以下による。

名 称	報 酬
理事長業務報酬等	15,000円
理事業務報酬等	10,500円
監査監事業務報酬等	10,500円

但し、終日に及ばない場合で合算業務時間が13時間以内の場合は、20,000円／月とする。合算業務時間が13時間を超過した場合は、1,500円／時間×業務時間とする。

なお、1時間に満たない場合は以下のようにする。

時 間	報 酬
0～15分未満	報酬なし
15分以上45分未満	750円
45分以上60分未満	1,500円

※2回以上業務出席を行った場合でも合計業務時間が1時間に満たない場合は1回の実費弁償額とする。

例：(1) 3回の業務出席をし、業務時間が合計1時間50分になった場合

報酬 3,000円

(2) 3回の業務出席をし、業務時間が合計40分になった場合

報酬 750円

別表 3

名 称	報 酉 1 日	旅 費
報酬及び旅費	15,000円	理事長相当

別表 4

名 称	報 酉 月 額
報 酉	20,000円